



定額給付金

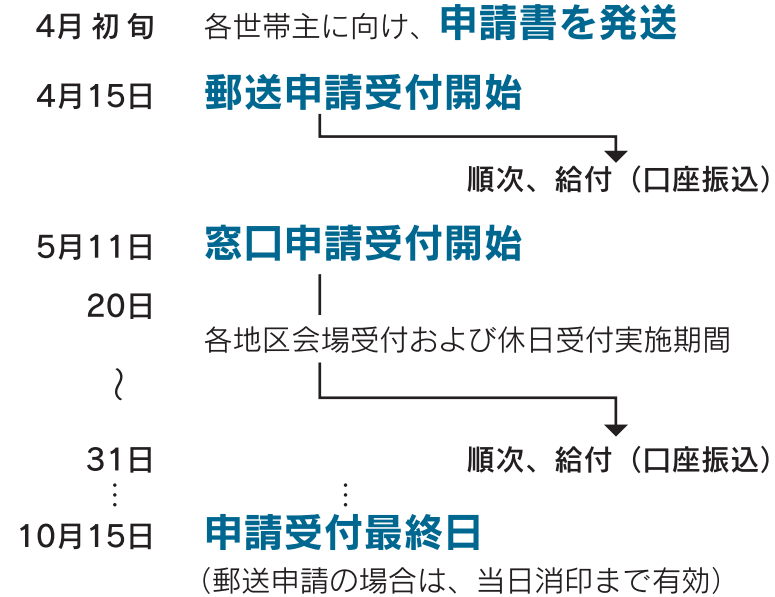
町では、国の第2次補正予算の成立に伴い、景気が後退するなかでの家計への支援として、定額給付金給付事業を実施します。
4月初旬に町から申請書を発送しますので、内容をご確認のうえ、申請してください。

問い合わせ／定額給付金担当 (☎581・2112) へ。

定額給付金のご案内

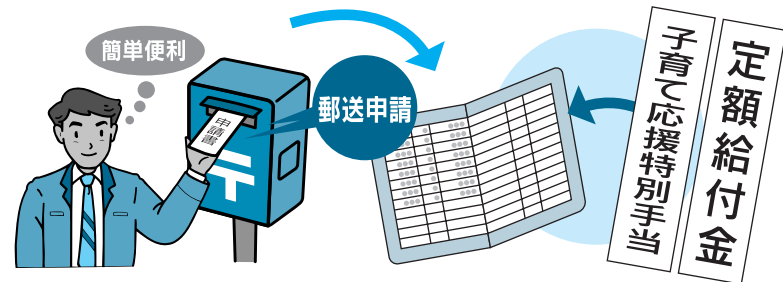
子育て応援特別手当

定額給付金・子育て応援特別手当 給付までのスケジュール



申請は郵送で

金融機関口座振込



申請者は原則 世帯主

目的
定額給付金給付事業は、景気が後退するなかでの不安に対処するため、家計への生活支援を行うとともに、消費を増やし地域の経済対策につなげることを目的として、給付するものです。

給付対象者
基準日(平成21年2月1日)

において、次の要件のいずれかに該当する方となります。
①寄居町の住民基本台帳に記録されている方
※基準日時点において、国内で生活されていた方で、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて寄居町の住民基本台帳に記録されることとなった方を含みます。

②寄居町の外国人登録原票に登録されている方のうち次に掲げる方
○特別永住者
○在留資格を有して在留する方
※短期滞在者や不法滞在者は除きます。

申請・受給者
定額給付金の申請・受給者は、給付対象者ごとに次のとおりです。
①住民基本台帳に登録されている方については、その世帯の世帯主
②外国人登録原票に登録されている方については、給付対象者本人
※ただし、申請・受給者本人による申請および受給が困難な場合は、代理による申請および受給を行うことも可能です。詳しくは、定額給付金担当までお問い合わせください。

年齢別支給額	
平成2年2月2日～平成21年2月1日 生まれ(18歳以下)の方	20,000円
昭和19年2月3日～平成2年2月1日 生まれ(19歳～64歳)の方	12,000円
昭和19年2月2日以前生まれ(65歳以上)の方	20,000円

申請方法

給付金を受け取るには申請(請求)が必要ですので、次の方法により申請してください。

郵送申請

町から送付される定額給付金申請書(請求書)に必要事項を記入のうえ、①申請書、②公的身分証明書(運転免許証、外国人登録証など)の写し、③金融機関口座番号の記載のある通帳等の写し、を返信用封筒(切手不要)で郵送し、申請してください。

※必要書類②、③については、本誌13頁を参照してください。

※申請書に記入もれや必要書類の不足等がないか、郵送する前に必ず再確認をお願いします。また、記入もれ

や書類に不足があると、申請が受理されず、返送されますのでご了承ください。
※詳しい申請書の書き方や添付書類については、同封する記入例などをご確認ください。

窓口申請

町から送付される定額給付金申請書(請求書)に必要事項を記入のうえ、①申請書、②公的身分証明書(運転免許証、外国人登録証など)の写し、③金融機関口座番号の記載のある通帳等の写し、を窓口を持参し、申請してください。

※ただし、いずれの申請の場合も、ゆうちょ銀行を振込先の金融機関に比べ、2～3週間程度給付が遅くなり、ますのでご了承ください。

申請受付期間

4月15日(水)～10月15日(木)
(当日の消印分まで)

窓口申請
5月11日(月)～10月15日(木)
(当日の受領分まで)

※窓口での申請は、郵送申請より受付の開始日が遅いのでご注意ください。また、受付場所および時間については、本誌13頁の「窓口申請受付日程」をご覧ください。

給付方法
給付金の給付は、原則として世帯主(申請・受給者)本人名義の金融機関口座への振り込みによる給付となります。これは、給付金の給付を現金給付だけにすると、窓口での混乱や犯罪などの危険を招く恐れがあることから、口座振込が合理的であり、これを基本とする、との総務省の通達に基づくもので、同時に多数の給付処理を行うためです。なお、金融機関の口座をお持ちでない方など、振り込みによる給付が困難な方に限り窓口での現金給付も行いますが、給付は6月下旬以降になります。

その他

町および国・県では、個人情報漏えいや犯罪防止等の観点から、申請の前後を問わず電話による口座番号等に関するお問い合わせは一切行いません。

また、同様の観点から、個人の申請状況等についてはお

Q&A

- Q** 近いうちに引越しをする予定ですが、その場合どこから給付金をもらうの？
A 基準日である2月1日より後に寄居町から転出した場合は、基準日において住民基本台帳上の住所が所在する寄居町が、定額給付金の給付を行います。
- Q** 基準日(平成21年2月1日)より後に出生した者は、給付の対象となるの？
A 今回の定額給付金は、基準日において住民基本台帳または外国人登録原票に記載・登録されている方を給付の対象とするものであることから、基準日より後に出生した方は、給付の対象とはなりません。
- Q** 定額給付金は、誰が申請するの？
A 申請者は次のとおりです。
①住民基本台帳に登録されている方↓基準日時点の世帯主の方が、申請します。ただし、基準日以降に当該世帯主が亡くなった場合は、新しい世帯主の方が申請します。
②外国人登録原票に登録されている方↓ご本人が申請します。
- Q** 窓口申請をした場合、その場で給付金をもらうの？
A 窓口申請の場合、その場での給付金の給付は受けられません。内容確認後、給付決定通知をお送りしますので、後日受け取りにきていただきます。
- Q** 身体が不自由なため、申請書を書くことができませぬ。その場合はどうしたらよいの？
A 世帯主による申請・受給が困難な場合、代理申請または代理受給が可能となります。詳しくは、送付される申請書に添付される記入例をご参照いただくか、担当までご連絡ください。